

総合評価入札の概要

◎背景

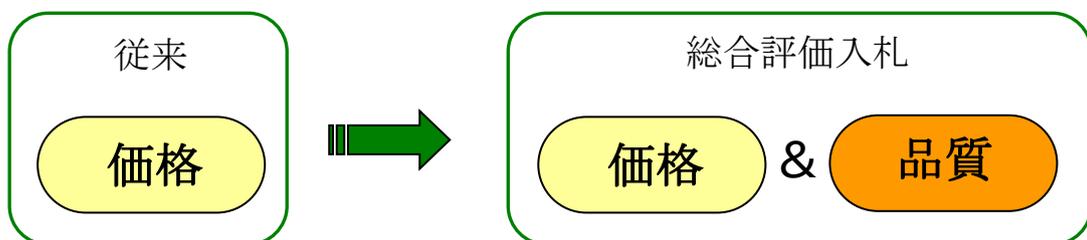
国・県・地方公共団体が発注する公共工事は、品質を確認できる物品等の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右されます。

バブル景気崩壊後の公共工事においては、労務単価の低下や発注量の減少等による事業者の過度な価格競争に繋がり、低入札、抽選（くじ引き）による落札者決定、談合等による不当応札の事案が発生していました。また、適切な技術力を有しない施工者による施工や、発注者の技術力低下に伴う施工による施工不良等の見落としなどを受けて、平成17年4月に『公共工事の品質確保の促進に関する法律（以後「品確法」という。）』が施行されました。

こうした背景の中で、これまでの価格だけの入札方式とは別に、価格と品質の双方の総合的な視点から落札者を決定する『総合評価入札』が導入され、国・県をはじめとして各地方自治体にも推進されてまいりました。

総合評価入札とは

「総合評価入札」は、**公共工事の品質確保と向上**を目的として、これまでは価格のみを比較して最も安価な落札者を決定しますが、「総合評価入札」では、**価格に加えて、品質を含めた総合的な評価**により落札者を決定します。



●「品質」とは…。

【工事全般】

- ・ 工事における構造物（道路・上下水道・市営住宅・学校など）
- ・ 工事の効率性、安全性（工程管理・安全対策）
- ・ 周辺環境への配慮等

【企業の能力】

- ・ 実施した工事の実績や成績
- ・ 配置予定技術者の能力
- ・ 社会貢献等の取り組み